

京都大学情報環境機構教育用P C端末サービス利用規程

【令和2年3月19日 情報環境機構長裁定制定】

第1条 この規程は、京都大学情報環境機構（以下「機構」という。）が管理及び運用する教育用P C端末サービスの利用に関し必要な事項を定める。

第2条 教育用P C端末サービスを利用することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の学生
- (2) 本学の教職員
- (3) その他機構長が必要と認めた者

第3条 機構長は、教育用P C端末サービスの運用上必要があるときは、教育用P C端末サービスを利用する者（以下「利用者」という。）に対して、その利用について条件を付することができる。

2 機構長は、利用者に対し、その利用の状況について報告を求めることができる。

第4条 教育用P C端末サービスの機器の設置を希望する部局の長は、あらかじめ機構長にその設置を申請するものとする。

2 教育用P C端末サービスの機器の設置及び改廃に関し必要な事項は、機構長が定める。

3 教育用P C端末サービスの機器の管理及び運用は、当該部局の長が行うものとする。

4 教育用P C端末サービスの機器の使用に関し必要な事項は、当該部局の長と協議のうえ機構長が定める。

第5条 機構長は、利用者が所属する部局に対して、その利用に係る経費の一部を教育用P C端末サービス利用負担金として負担することを求めることができる。

2 教育用P C端末サービス利用負担金の額及びその負担の方法は、別に機構長が定める。

第6条 教育用P C端末サービスについて、この規程又はこの規程に基づく定めに違反した者その他機構の運営に重大な支障を生じさせた者があるときは、機構長は、一定期間当該者の利用を停止することができる。

第7条 この規程に定めるもののほか、教育用P C端末サービスの利用に関し必要な事項は、機構長が定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。